

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市石川ソフトリサーチパーク地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市石川ソフトリサーチパーク地区地区計画	
位 置	白山市八束穂一丁目、八束穂二丁目及び八束穂三丁目の各一部	
面 積	約 22.4ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、主要地方道鶴来美川インター線の沿線に位置し、旧頭脳立地法に基づき整備された産業支援団地であり、企業の研究部門や設計部門などが立地している。</p> <p>今後も周辺環境との調和を図りながら、研究・開発業務の活動環境を保全し、地域産業の発展と高度化に寄与することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>研究・開発業務用地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた頭脳集積型産業支援団地の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の用途の制限</li> <li>2. 建築物の容積率の最高限度</li> <li>3. 建築物の建蔽率の最高限度</li> <li>4. 建築物の敷地面積の最低限度</li> <li>5. 壁面の位置の制限</li> <li>6. 建築物等の高さの最高限度</li> <li>7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</li> <li>8. 垣又はさくの構造の制限</li> <li>9. 建築物の緑化率の最低限度</li> </ol>

## 2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（わ）項に掲げる建築物 2. 建築基準法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げる建築物 3. 別表に掲げる業務の用途に供する建築物以外の建築物 4. 研究・開発の用途に供する建築物以外の建築物 ただし、店舗の用途に供するもののうち50㎡未満のもの及び研究・開発を行う大学（高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを含む）は除く。
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建蔽率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物についても60%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において5,000㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)
		壁面の位置の制限	道路法第3条に規定する道路との境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は10.0m以上とし、その他の敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は5.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、原色を避け、彩度を落とした緑になじむ色彩とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもの（区域内施設への案内の用に供するものを含む）で、景観形成上支障のないものとし、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	敷地境界線（道路境界線を含む。）から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、生け垣とし、塀及びフェンス等は設置してはならない。
		建築物の緑化率の最低限度	25%

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

用途地域の新設による別表第2の項ずれに伴う建築基準法の一部改正及び用語の整理による建蔽率の表記変更に伴う都市計画法の一部改正に対応するため、地区計画を変更する。

別表[旧頭脳立地法(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律)]  
に基づく特定事業

- |    |            |
|----|------------|
| 1  | 総合リース業     |
| 2  | 産業用機械器具賃貸業 |
| 3  | 事務用機械器具賃貸業 |
| 4  | 機械修理業      |
| 5  | ソフトウェア業    |
| 6  | 情報処理サービス業  |
| 7  | 情報提供サービス業  |
| 8  | 広告代理業      |
| 9  | ディスプレイ業    |
| 10 | 産業用設備洗浄業   |
| 11 | 非破壊検査業     |
| 12 | デザイン業      |
| 13 | 経営コンサルタント業 |
| 14 | 機械設計業      |
| 15 | エンジニアリング業  |
| 16 | 自然科学研究所    |